

令和3年 第12回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年12月10日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第12回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年12月10日 午後1時30分
  - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
  - 3 出席委員 19名  
1番委員 榎 洸 武 重      2番委員 星 野 敏 雄      3番委員 内 海 博 光  
4番委員 高 橋 公 利      5番委員 廣 田 尚 夫      6番委員 石 坂 哲 次  
7番委員 今 井 育 男      8番委員 吉 野 拓 夫      9番委員 星 野 榮 一  
10番委員 阿 部 均 司      11番委員 森 下 一 郎      12番委員 本 多 偉 男  
13番委員 本 多 通 治      14番委員 原 澤 幸 好      15番委員 原 澤 章  
16番委員 田 村 隆 司      17番委員 内 海 美 津 江      18番委員 高 宮 玉 江  
19番委員 高 橋 久 美 子
  - 4 欠席委員 なし
  - 5 議事録署名委員  
10番委員 阿 部 均 司      13番委員 本 多 通 治
  - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 中 澤 聡      書記 本 間 泉      書記 小 林 紀 之  
書記 我 妻 園 華
  - 7 会議に附した事件  
議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第52号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第53号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）  
  
協議事項・報告事項  
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について  
(2)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について  
(3)農地売買あっせん申出書（9月）の再調整について  
  
その他  
(1)農業振興地域整備計画書変更について
  - 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会      みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。  
顛 末  
議 長      |      会長議長となり、議事録署名委員に10番阿部均司委員・13番本多通治委

員を指名し議事に入る。

それでは、これより議事に入ります。

まず最初に、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

1ページをお開き下さい。

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開き下さい。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、現地の確認調査を私と本多偉男委員の両名で行っておりますが、代表して本多委員より説明をお願いいたします。

12番委員

昨日、会長さんと一緒に、〇〇君の立会いの下に現地とその本人の意思確認をさせていただきましたので、ご報告いたします。

〇〇でも、広く面積を使って農業をされている方でございますので、特に問題になるところはございません。

場所的には、〇〇の〇〇の西側になるんですかね、1反4畝ぐらいの真四角のいい畑でございます。周りにはブルーベリーそれからリンゴ、黄桃等の果樹が栽培されている〇〇の中心的な果樹地帯でございます。

真四角でいい畑ですので、本人も経営をこれから充実させていくにはいい場所だというようなことで、取得を決めたようでございます。

そんなことで、特にうちのほうで見て、確認させてもらった感じでは、問題になる点はないのかなというように思いますので、よろしくご協議のほうをお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様のほうから質問あるいは意見ございましたらお願いいたします。

ないようですので、許可相当と決定したいと思います。よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3ページをお開き下さい。

議案第51号です。農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、3件です。  
次のページをお開き下さい。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
番号1番、〇〇の〇〇さんの件につきましては、2番の星野敏雄委員、現地の確認調査をお願いしてございますので、結果の報告をお願いします。

2番委員

2番の〇〇担当の星野です。よろしく申し上げます。  
農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。  
申請地は、ちょうど〇〇線の〇〇の郵便局のほうから来て、左側になります。  
12月2日、現地調査を行い、翌日、申請者の〇〇さんに確認いたしました。  
〇〇さん親子が休耕中の畑に住宅を建てる計画をされています。  
転用目的の確実性についてですが、申請書、見積書、設計書並びに資金融資証明等が確認でき、許可が下り次第、早めに着工したいとのことです。実行は確実だと思います。  
申請面積の妥当性ですが、申請面積は207㎡で、周辺の状況からも適当と思われる。  
周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、東側は道路、北及び西は宅地、南は所有者の畑であり、周辺に支障はないものと思われる。  
転用することによって生ずる付近の農地の作物の被害や防除措置についてですが、想定される被害等はないものと思われる。  
その他といたしまして、想定される懸案事項等は見当たりません。  
よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
ただいま報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様の方から質問あるいは意見ございましたらお願いいたします。  
ないようですので、本件につきましては許可相当と決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。  
（「はい」の声）  
そのように決定させていただきます。  
続きまして、番号2番、みなかみ町〇〇の〇〇さんの件ですが、これにつきましては、担当になります星野榮一委員に現地の確認調査をお願いしていますので、調査結果ご報告をお願いいたします。

9番委員

9番の〇〇担当の星野です。  
農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。  
申請地は、〇〇の500mくらい南になるんですが、〇〇川の西側になります。  
12月8日、現地調査を行い、賃貸人と賃借人に会いまして、確認をいたしました。  
賃借人、〇〇さんは、休耕中の畑に店舗の駐車場用地、そこでカステラの製造をしたいということで、建物を建てる計画をしています。

転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書と資金が確認でき、許可を下りたら早めに申請内容にしたがって着工したいということで、実行は確実と思われまます。

申請面積の妥当性ですが、申請面積は2筆ですけれども、566㎡であります。周辺の状況からも適当だと思われまます。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地は本人所有の農地に囲まれて、支障が出てくる見込みはございません。

転用することによって生ずる付近の農地の作物の被害の防除措置についてですが、周りは不耕作で囲われていまして、被害はないと思われまます。

その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆様のほうから質問あるいは意見ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

ないようでしたら、許可相当と決定をさせていただきたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、番号3、〇〇、〇〇さんの件ですが、これにつきましては、10番の阿部均司委員のほうに現地の確認調査をお願いしてございます。調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員

10番、阿部均司です。

農地法5条の申請事案についての調査結果を報告いたしたいと思ひます。

今月の5日の日です。高宮委員と2人で現地調査を、申請人本人立会いの下で行ってきました。

場所なんですけれども、〇〇の〇〇さんから北側のほうへ、ちょっと山沿いのほうになるんですけれども、300mほど入った場所にあります。

申請地なんですけれども、周りに人家等が点在している場所にありまして、周辺農地なんですけれども、その今回の申請地の周りに農地はあるんですけれども、耕作を特にしているという農地がなくて、農地への影響というのは特にないと思われまますので、そしてその場所につきましては、現況なんですけれども、申請人が手が回らないということで、1年に1度ぐらい除草剤をかけて草が生えるのを防止しているそうです。

特にほかの件については何ら支障、問題はないと思われまますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、委員の皆さんのほうから質問あるいは意見、ございましたらお願いいたします。

ございませんか。ないようでしたら、本件につきましても許可相当と決定させていただきますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第52号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第52号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。

別紙記入事件、6件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましては7ページに記載のとおりでございますが、委員の皆様の方から質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、ただいま説明をいただいたとおり承認をしたいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第53号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、これについては一括方式のものになります。

事務局より説明をお願いします。

事務局

8ページをお開きください。

議案第53号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。

別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

事務局より説明終わりました。

設定の内容につきましては、10ページ、11ページに詳細が記載してございます。

この件に関しまして、委員の皆さんのほうから質問あるいは意見等ございましたらお願いいたします。

特になければ、ただいま説明をいただいたとおり承認をしたいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

では、そのように決定させていただきます。

以上で本日の議事を終了しまして、協議・報告事項に移ります。

まず最初に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局よりお願いいたします。

- 事務局 12ページをお開きください。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま報告をいただきましたが、これに関しまして、委員の皆様のほうから質問あるいは意見ございましたらお願いします。  
特にないようですので、報告のとおり受理をさせていただくように決定させていただきます。  
続きまして、（2）農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について、事務局よりお願いします。
- 事務局 お世話になります。  
農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想（案）についてです。  
前回定例会にてご確認いただいた標記の件については、ご依頼しました11月25日までに、とりたてて質問等がなかったため、原文のまま群馬県に同意をいただきました。  
◇（経緯説明）  
大変どうもありがとうございました。
- 議長 次に、（3）の農地売買あっせん申出書の不調についてということで、事務局よりお願いいたします。
- 事務局 お世話になります。  
9月の定例会で報告をさせていただきました、あっせんの申出の件でございます。  
11月の定例会では再調整を図らせていただきまして、議案書の作成時点では調整が調っておりませんでしたので、このような表記となっておりますが、実はこの後1件お話が入りまして、再々調整をさせていただきたく、こちらの（3）農地売買あっせん申出書（9月）の不調についてというところは、不調のところを再調整についてということで修正を、変更をさせていただきたくお願い申し上げます。  
これまで、その様な報告とさせていただきまして、また今後の進展につきまして随時報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。  
以上です。
- 議長 事務局より説明をいただきましたが、1件申出のあった再調整ということで、ご理解をいただければと思います。  
以上で本日の議事、協議と報告事項が全て終了いたしましたので、その他に移ります。  
その他について、事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

そうすれば、その他について、これ、次第のほうに記載させていただいている、農業振興地域整備計画書の変更についてということで、1件ずつ。

令和2年度分の継続協議に、県と協議になっていた分と先月、ご苦労いただいた令和3年度分各1件ずつとご報告もしくは相談ということでございますので、それぞれご意見いただいた上で、ご意見、ご了解いただいた上で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、私から、令和2年度の変更計画除外についてです。

◇（進捗状況説明）

令和2年度の除外申請については以上でございます。

この後、ご意見いただいた上で、令和3年度の報告について小林のほうからまた申し上げます。

よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、小林さんのほうから、説明よろしくお願いいたします。令和3年度分について。

事務局

今の。一応、そういうことで、1月審議に向けて準備させていただくんですが、転用の申請で出てくることでございますので、どうかご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

議長

ただいま、事務局のほうから、とりあえずこの工事の関係の予算、補助金使ったりする関係があるので、一応、1月の定例会に許可申請、5条の申請を出したいよっていう形で準備を進めるので、事前に各委員さんのほうからその旨のご了解いただきたいという説明で、今、事務局長のほうから説明があったわけですが、よろしゅうございますか。

17番委員

すみません、ちょっとお伺いしてもよろしいですか。

何かここをセラピーで馬を利用してっていうことで、そのときには〇〇っていう馬がいて、それがメインになるような雰囲気の話の進め方だったと思うんですけども、その〇〇が亡くなったって話を伺ったんですけども、馬の提供ってまた違う方法で利用されたりするんですか。

事務局

実際のところは、お話ししたとき、6月に計画を持ち上げて、まとまった形で、そちらのほう、実際には国庫補助というか基金を使った申請をしていて、まだ結果がちょっと出ていないんですが、馬を使った、多分馬は農耕馬としても馬を使う、荷を運んだり耕運に使ったりするということなんですけど、今の現状で、前からいた〇〇はちょっと亡くなっちゃったもんですから、その後、リースで実はもう馬は入っているんですね。

今回、除外で転用に至った理由としては、完全にその農業の用に供しているわけではないですし、その辺について県のほうから明確な指導として除外、転用が必要だろうという判断で、その方向で調整していった形なんですけど。

当然、今も実際には2頭、ポニー1頭と馬1頭をリースで入れているということでございます。その計画、その後のセラピーの計画としては、その後また2頭ぐらい購入する予定だと聞いております。



馬を使った、馬と触れ合った、そういうことでのセラピー効果を期待しているものと、まあひきこもり等、子供、大人にかかわらず、セラピー効果を期待した方に、農作業も含めてやっていただくような体験する施設を、今回、計画が示された形になっていますので、そのことも説明として申し上げます。

以上です。

17番委員 セラピーの馬が手配できているのであれば結構です。

事務局 ありがとうございます。町のほうとしても遊休農地にブドウ園にする事業として推進しようということで、農地は減っちゃうわけですけども、2ha以上の遊休農地を解消する計画を予定していますので、ご支援、ご理解いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ほかに委員の皆さんから意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ではそのようにさせていただきます。

続きまして、令和3年度分につきましても、経過につきましてもお願いします。

事務局 私のほうからは、先月の11月10日に審議会で、農振除外を審査会をお世話になったわけですけども、1点最後のほうで質問をということで、確か番号で言うとナンバー5番だったと思うんですが、〇〇の〇〇の〇〇番という筆であったと思います。

◇（回答説明）

以上です。

議長 ただいま事務局より説明をいただきましたが、委員の皆さん方、質問あるいは意見ございましたらお願いします。

ございませんか。

では、次に進めてください。

事務局 その他でご相談、ご報告させていただく件は以上の2件でございます。事務局については以上になります。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時13分〕